

草津市公報

発行日 令和5年11月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 19 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課） 1
 草津市保育所等業務効率化促進事業補助金交付要綱（幼児施設課） 2
 草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱（保険年金課） 6
 草津市議会臨時会の招集について（総務課） 9
 草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭・若者課） 9
 草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児課） 14
 草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱（幼児課） 14
 草津市議会定例会の招集について（総務課） 14

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 14
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 15
 草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課） 15
 草津市有財産売却処分一般競争入札について（総務課） 15

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） 19

告 示

草津市告示第236号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年10月2日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和5年度 介護保険料額決定通知書

令和5年度 第1期介護保険料督促状

令和5年度 第3期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年10月9日に送達があったものとみなす。

令和5年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目17番40-102号 コーポコスモ

令和5年度第1期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目17番40-102号 コーポコスモ

令和5年度第3期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目17番40-102号 コーポコスモ

(令和5年10月2日揭示済み)

草津市告示第237号

草津市保育所等業務効率化促進事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年10月5日

草津市長 橋川 渉

草津市保育所等業務効率化促進事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する事業について、予算の範囲内において草津市保育所等業務効率化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設のうち、国、都道府県および市町村（特別区を含む。）以外の者が令和5年4月1日時点で市内に設置し、経営する施設をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する施設
- (3) 地域型保育事業所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の確認を受けた施設

(補助対象事業の要件)

第3条 補助対象事業は、保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入を行う事業とし、保育所等が保育士の業務負担を軽減するため、次の各号に掲げる全ての機能を有するシステムを導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を1施設1回に限り補助する。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

- (1) 保育に関する計画・記録に関する機能

(2) 園児の登園および降園の管理に関する機能

(3) 保護者との連絡に関する機能

2 前項第2号の機能を導入する保育所等においては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（保育所および地域型保育事業所にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）において、各施設において策定することを義務付けることとされた安全計画をいい、幼保連携型認定こども園にあつては、認定こども園法第27条の規定により準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づく学校安全計画をいう。）にシステムを活用した安全管理の取組について明記する。

3 システムの導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は、保育士の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む。）に充てることとし、その旨を保育士等に周知する旨を申し出た保育所等を優先的に採択する。

4 システムの導入に当たっては、保育士の業務負担軽減に資する機能を導入する。

5 システムを導入した保育所等は、その効果等について、市長が別に定める日までに、システム導入による効果等の報告書（別記様式第1号）により報告するとともに、ICT化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努める。なお、報告内容については、とりまとめの上、厚生労働省において公表することとしているので留意する。

6 システムの導入に当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格で購入等を行う。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、システムの導入事業に必要な経費のうち令和5年度に一括で支払う経費を原則とし、システム等を導入するために要した費用（システムの導入に必要な端末の購入費用等も含む。）の一部とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、施設ごとに、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額と別表の補助基準額の欄に定める補助基準額を比較して少ない方に別表の補助率の欄に定める補助率を乗じた額の合計額とし、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 草津市保育所等業務効率化促進事業補助金事業実

施計画書（別記様式第2号）

- (2) 草津市保育所等業務効率化促進事業補助金所要額調書（別記様式第3号）
- (3) 収支予算書または見込書の抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類（実績報告書の添付書類）

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日までとする。

- (1) 草津市保育所等業務効率化促進事業補助金精算額調書（別記様式第4号）
- (2) システム等導入に係る支払の領収書
- (3) 導入したシステム等の仕様が確認できる書類
- (4) 収支決算書または見込書の抄本
- (5) その他市長が必要と認める書類（交付の条件）

第8条 市長は、この補助金の交付の決定に際し、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させる場合があること。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに

草津市保育所等業務効率化促進事業補助に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号）を市長に報告すること。この場合において、当該仕入控除税額を市に返納すること。

- (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和5年4月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第8条に規定する交付の条件については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

1 補助基準額	2 補助率
保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	3/4 (備考)
(1) 保育に関する計画・記録に関する機能	4/5
(2) 園児の登園および降園の管理に関する機能	
(3) 保護者との連絡に関する機能	
1 (2)の機能を導入する場合 (①および②を別々に算定)	
①(2)の機能に関する部分 (嵩上げあり)	
端末購入等を行わない場合	1 施設当たり200,000円
端末購入等を行う場合	1 施設当たり700,000円
②(2)以外の機能を併せて導入する場合 (嵩上げなし)	

1 補助基準額	2 補助率
<p><端末購入等を行わない場合></p> <p>(1)または(3)の機能を導入する場合 1 施設当たり200,000円</p> <p>(1)および(3)の機能を導入する場合 1 施設当たり400,000円</p> <p><端末購入等を行う場合></p> <p>(1)または(3)の機能を導入する場合 1 施設当たり200,000円</p> <p>(1)および(3)の機能を導入する場合 1 施設当たり300,000円</p> <p>2 (2)の機能を導入しない場合（嵩上げなし）</p> <p>①(1)または(3)の機能を導入する場合 1 施設当たり200,000円</p> <p>併せて端末購入等を行う場合 1 施設 当たり700,000円</p> <p>②(1)および(3)の機能を導入する場合 1 施設当たり400,000円</p> <p>併せて端末購入等を行う場合 1 施設 当たり900,000円</p>	

備考「(2) 園児の登園および降園の管理に関する機能」を導入する場合における当該1機能部分（併せて端末購入等を行う場合も含む）は、補助率を4/5とする。

別記

様式第1号（第3条第5項関係）

システム導入による効果等の報告書

1 基本情報

施設名	
施設種別	
所在市町村	
報告者役職・氏名	
報告日	

2 導入したシステム

システム業者の名称	
①保育に関する計画・記録に関する機能	
②園児の登園および降園の管理に関する機能	
③保護者との連絡に関する機能	
端末購入等の有無	
システム使用開始日	

3 事業費の内訳（単位：円）

システム導入費	
（保育に関する計画・記録に関する機能）	
（園児の登園および降園の管理に関する機能）	
（保護者との連絡に関する機能）	
端末購入費	
インターネット環境整備費	
その他	
合計	

4 導入効果

(1) 時間面での効果

項目	該当の有無	「有」の場合の時間数（分）
導入による業務時間の削減の有無		
<業務時間削減の具体的な効果>※業務時間の削減「有」の場合のみ、その内訳を回答		
残業時間の削減		
職員同士の話し合いの時間の増加		
子どもに直接対応する時間の増加		
保護者に直接対応する時間の増加		
研修に参加する時間の増加		

(注) 時間数は、職員1人当たり、1日当たりの平均時間数（分）を記載すること

(2) 費用面での効果

項目	該当の有無
導入による費用面の削減の有無	
<費用削減の具体的な効果>※費用面の削減「有」の場合のみ回答	
残業代の削減	
園だより等の印刷コストの削減	
<削減された費用の充当先>※費用面の削減「有」の場合のみ回答	
給与、賞与	
システムのランニングコスト	
その他職場環境等の改善（※）	

(※) 「その他職場環境等の改善」の具体的な内容

(3) その他の導入効果（自由記載）

5 その他
導入後の誤題、効果が出ていない場合の理由等（自由記載）

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市保育所等業務効率化促進事業補助金事業実施計画書

年 月 日

(宛先)

草 津 市 長

申請者 所在地

法人名

代表者名

草津市保育所等業務効率化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、事業実施計画を提出します。

施設の名称	
施設の住所	
導入に要する費用	円 (うち、補助対象経費 円)
導入予定日	年 月 日
添付書類	(1) システム等導入に係る費用の見積書 (2) 導入するシステム等の機能に係る見積額の内訳明細書 (3) 導入するシステム等の機能について詳細に確認できる書類

様式第3号（第6条第2号関係）

草津市保育所等業務効率化促進事業補助金所要額調査書

施設名： _____

区分	所要額						
	端末購入等	対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑥
園児の登園および降園の管理に関する機能							
保育に関する計画・記録に関する機能 および保護者との連絡に関する機能							

様式第4号（第7条第1号関係）

草津市保育所等業務効率化促進事業補助金精算額調査書

施設名： _____

区分	精算額						
	端末購入等	対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	補助金精算額⑥
園児の登園および降園の管理に関する機能							
保育に関する計画・記録に関する機能 および保護者との連絡に関する機能							

様式第5号（第8条第7号関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等業務効率化促進事業補助金に係る消費税および
地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市保
育所等業務効率化促進事業補助金交付要綱第8条第7号の規定に基づき、下記のとおり
報告します。

記

- 1 額の確定額 _____ 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）
_____ 円
- 3 添付資料
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和5年10月5日揭示済み）

草津市告示第238号

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年10月5日

草津市長 橋 川 渉

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱
草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（昭和58年草津市告示第11号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第11条 <現行どおり> 別表第1～別表第2 <現行どおり> 別記様式第1号（第4条関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号～別記様式第3号 <現行どおり>	第1条～第11条 <省略> 別表第1～別表第2 <省略> 別記様式第1号（第4条関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号～別記様式第3号 <省略>

付 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

別添1-1

別記
様式第1号(第4条関係)

福祉医療費助成制度申請書(届出書)

住所(変更後)				医療種別			
本人A	フリガナ氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・子ども医療		
			生年月日	受給者番号	心身障害者(児)		
		男・女	年 月 日		母子家庭		
					父子家庭		
					ひとり暮らし寡婦		
助成対象者B		男・女			重度心身障害老人等		
			年 月 日		母子家庭老人		
助成対象者C		男・女			父子家庭老人		
			年 月 日		ひとり暮らし高齢寡婦老人		
助成対象者D		男・女			加入保険		
			年 月 日		被保険者・世帯主		続柄
助成対象者E		男・女			住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)		
			年 月 日		記号		番号
配偶者		男・女			保険者番号		
			年 月 日		協健 健保 共済 国保 後期		
扶養義務者		男・女			取得事由		
			年 月 日		喪失事由		更新事由
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)				取得事由		喪失事由	
				更新事由			
上記のとおり申請(届出)します。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。				<input type="checkbox"/> 条例該当 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 保険加入 <input type="checkbox"/> 生保廃止 <input type="checkbox"/> 50条該当 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 保険喪失 <input type="checkbox"/> 生保開始 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 切替 <input type="checkbox"/> 満了 <input type="checkbox"/> 後期75歳 <input type="checkbox"/> 後期50条 <input type="checkbox"/> その他	
1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること 2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること 3. 支給期間中に支給対象となった高額療養費(外来年間合算含む)のうち、福祉医療費受給にかかるとの申請および受領について、市長に委任すること(対象重度心身障害老人等に限り)				住所		住所	
草津市長 宛				氏名		氏名	
				申請者		申請者	
				助成対象者との続柄		助成対象者との続柄	
				電話番号		電話番号	
<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 無効 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 返還指導 <input type="checkbox"/> 転出者への案内 <input type="checkbox"/> すこやか手帳				事由発生、該当者		年 月 日	
				得喪異動日(入力日)		年 月 日	
				入力完了		入力完了	

○ 2本人が署名する場合は、印鑑は不要です。

裏面に続く

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書							
		本人Aの所得状況		配偶者の所得状況		扶養義務者の所得状況	
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)		人(内老人 人)		人(内老人 人)	
前年の所得額	① 合計額	円		円		円	
② 雑損控除		円		円		円	
所得控除	医療費控除	円		円		円	
	社会保険料等相当額控除	円		円		円	
	小規模企業共済等掛金控除	円		円		円	
	配偶者特別控除	円		円		円	
	家族障害者特別控除	円		円		円	
本人控除	障害者特別障害者寡婦	円		円		円	
	ひとり親 勤労学生	円		円		円	
	他()	円		円		円	
控除後の所得額 ①-②		円		円		円	
※ 課税の区分	市民税	非課税・課税		非課税・課税		非課税・課税	

別添1-2

別記
様式第1号(第4条関係)

福祉医療費助成制度申請書(届出書)

住所 (変更後)				医療種別	
助成対象者	フリガナ 氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・小学生
			生年月日	受給者番号	心身障害者(児)
	本人A	男・女	年月日		母子家庭
	B	男・女	年月日		父子家庭
	C	男・女	年月日		ひとり暮らし寡婦 重度心身障害老人等 母子家庭老人 父子家庭老人
D	男・女	年月日		ひとり暮らし高齢寡婦 老人	
E	男・女	年月日			
配偶者					加入保険 被保険者・世帯主 住所(助成対象者と異なる場合のみ記入) 記号 番号 保険者番号 協健 健保 共済 国保 後期 保険者所在地
扶養義務者					取得事由 <input type="checkbox"/> 条例該当 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 保険加入 <input type="checkbox"/> 生保廃止 <input type="checkbox"/> 50条該当 <input type="checkbox"/> その他
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)				喪失事由 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 保険喪失 <input type="checkbox"/> 生保開始 <input type="checkbox"/> 切替 <input type="checkbox"/> 満了 <input type="checkbox"/> 後期75歳 <input type="checkbox"/> 後期50条 <input type="checkbox"/> その他	
更新事由 <input type="checkbox"/> 受給券再交付 <input type="checkbox"/> 記号・県市更新 <input type="checkbox"/> 扶養義務者更新 <input type="checkbox"/> 身障手帳更新 <input type="checkbox"/> 被保険者更新 <input type="checkbox"/> 履歴更新 <input type="checkbox"/> 訂正					
<p>上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。</p> <p>1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること</p> <p>2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること</p> <p>3. 支給期間中に支給対象となった高額療養費(外来年間合算含む)のうち、福祉医療費助成にかかる分の申請および受領について、市長に委任すること(対象重度心身障害老人等に限る)</p> <p>年 月 日 住所</p> <p>草津市長 宛 申請者 氏名</p> <p>助成対象者との続柄</p> <p>電話番号</p>					
<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 無効 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 返還指導 <input type="checkbox"/> 転出者への案内 <input type="checkbox"/> すこやか手帳 事由発生、該当者 年 月 日 得喪異動日(入力日) 年 月 日 入力完了					

○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。

裏面に続く

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書							
		本人Aの所得状況		配偶者の所得状況		扶養義務者の所得状況	
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)		人(内老人 人)		人(内老人 人)	
前年の所得額	① 合計額	円		円		円	
② 雑損控除		円		円		円	
所得控除	医療費控除	円		円		円	
	社会保険料等相当額控除	円		円		円	
	小規模企業共済等掛金控除	円		円		円	
	配偶者特別控除	円		円		円	
家族控除	障害者 特別障害者	円		円		円	
	本人 障害 特別障害 寡婦	円		円		円	
	ひとり親 勤労学生	円		円		円	
他()		円		円		円	
控除後の所得額 ①-②		円		円		円	
※ 課税の区分		市民税		非課税・課税		非課税・課税	

(令和5年10月5日揭示済み)

草津市告示第239号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年10月6日

草津市長 橋 川 涉

- 1 期 日 令和5年10月10日
- 2 場 所 草津市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 議席の指定について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 各常任委員会委員の選任について
 - (6) 特別委員会の設置および委員の選任について
 - (7) 湖南広域行政組合議会議員の選挙について
 - (8) 草津栗東行政事務組合議会議員の選挙について
 - (9) 草津市監査委員の選任につき同意を求めることについて

(令和5年10月6日掲示済み)

草津市告示第240号

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年10月10日

草津市長 橋 川 涉

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年草津市告示第121号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条 <現行どおり> (支給額等) 第6条 <現行どおり> (1) <u>通信制の場合</u> ア 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の <u>40パーセント</u> に相当する額。ただし、当該 <u>40パーセント</u> に相当する額が <u>10万円</u> を超える場合は <u>10万円</u> とする。	第1条～第5条 <省略> (支給額等) 第6条 <省略> <改正後に新設> (1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の <u>30パーセント</u> に相当する額。ただし、当該 <u>30パーセント</u> に相当する額が <u>7万5千円</u> を超える場合は <u>7万5千円</u> とする。

改正後	改正前
<p>イ 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>50パーセント</u>に相当する額から前号の規定により支給した額を差し引いた額。ただし、受講開始時給付金および受講修了時給付金の合計が<u>12万5千円</u>を超える場合は<u>12万5千円</u>とする。</p> <p>ウ 合格時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>10パーセント</u>に相当する額。ただし、受講開始時給付金、<u>受講修了時給付金</u>および合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、15万円から受講修了時給付金を差し引いた額とする。</p> <p>(2) <u>通学または通学および通信制併用の場合</u></p> <p>ア 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>40パーセント</u>に相当する額。ただし、<u>当該40パーセントに相当する額が20万円を超える場合は20万円とする。</u></p> <p>イ 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>50パーセント</u>に相当する額から前号の規定により支給した額を差し引いた額。ただし、<u>受講開始時給付金および受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合は25万円とする。</u></p> <p>ウ 合格時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>10パーセント</u>に相当する額。ただし、<u>受講開始時給付金、受講修了時給付金および合格時給付金の合計が30万円を超える場合は30万円から受講修了時給付金を差し引いた額とする。</u></p> <p>2 <現行どおり> 第7条～第12条 <現行どおり> 別記様式第1号（第7条第1項関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第2号（第7条第4項関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第3号（第8条第1項関係） （別添3-1のとおり） 別記様式第4号 <現行どおり></p>	<p>(2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>40パーセント</u>に相当する額から前号の規定により支給した額を差し引いた額。ただし、受講開始時給付金および<u>受講修了時給付金の合計が10万円を超える場合は10万円</u>とする。</p> <p>(3) 合格時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>20パーセント</u>に相当する額。ただし、<u>受講開始時給付金、受講終了時給付金</u>および合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、15万円から受講修了時給付金を差し引いた額とする。</p> <p style="text-align: center;"><改正後に新設></p> <p>2 <省略> 第7条～第12条 <省略> 別記様式第1号（第7条第1項関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第2号（第7条第4項関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第3号（第8条第1項関係） （別添3-2のとおり） 別記様式第4号 <省略></p>

付 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

別添1-1

別記

様式第1号(第7条第1項関係)

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

草津市長 宛

年 月 日

申請者氏名

印

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
③住 所	(〒 -)	電話 ()	()
④受講施設の名称			
⑤対象講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円	合計額	円
⑩過去の受給の有無	過去に本事業を活用したことがある・ない。		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注8参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		
(備考) 受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合はその旨を記載すること			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料および受講料(希望により行われる講座や希望により提供される補助教材等に要する費用を除きます。以下同じ。)
- 支給額は、次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の**4割相当額**です。ただし、**受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は20万円が限度**になります。
 - 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の**5割相当額**(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額)です。ただし、**受講方法が通信制の場合は12万5千円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は25万円が限度**になります。
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の**1割相当額**です。受講開始時給付金および受講修了時給付金と併せて、**受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は30万円が限度**になります。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
- 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後に、受講を取りやめた場合または受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。
 - 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

別添1-2

別記

様式第1号(第7条第1項関係)

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

草津市長 宛

年 月 日

申請者氏名

印

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
③住 所	(〒 -)	電話 ()	()
④受講施設の名称			
⑤対象講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円	合計額	円
⑩過去の受給の有無	過去に本事業を活用したことがある・ない。		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注8参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		
(備考)			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料および受講料(希望により行われる講座や希望により提供される補助教材等に要する費用を除きます。以下同じ。)
- 支給額は、次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の**3割相当額**(7万5千円を限度)です。
 - 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の**4割相当額**(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額) **(受講開始時給付金と併せて10万円を限度)です**。
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の**2割相当額**(受講開始時給付金および受講修了時給付金と併せて**15万円を限度)です**。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
- 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後に、受講を取りやめた場合または受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。
 - 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)